

平成 13 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社シンワ
代 表 者 代表取締役社長
若 本 淳 二
(コード番号 2654 大証第二部)
問 合 せ 先 管理部長 山口 昇
TEL 06-6683-3101

「商法第 280 条ノ 19 の規定によるストック・オプション
(新株引受権)の付与」決議のお知らせ

平成 13 年 5 月 29 日開催の当社取締役会におきまして、「商法第 280 条ノ 19 の規定による新株引受権の付与」に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtock・オプション付与の理由

当社取締役及び使用人の意欲・士気を高め当社の業績向上を目的として、新株引受方式のストック・オプション制度を実施するため。

2. スtock・オプション付与の概要

(1) 新株引受権の目的たる株式

当社額面普通株式(現在、1 株の額面金額 50 円)

(2) 付与の対象者

平成 13 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会終結の時に在任する取締役 3 名及び同総会終結の時に在職する使用人 50 名。

(3) 新株引受権の目的たる株式の数

平成 13 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会終結の時に在任する取締役 3 名に対し、合計 22,000 株、及び同総会終結の時に在職する使用人 50 名に対し、合計 97,000 株、付与株式数の合計は、119,000 株とします。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各対象者に付与される新株引受権により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

なお、かかる調整は、当該時点において対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとします。

(4) 新株発行価額

権利を付与する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値の金額(1 円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値(当日に終値がない場合には、その前日以前の各取引日に成立した終値のうち、権利付与日に最も近い日の終値)を下回る場合は、権利付与日の終値とする。

なお、株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(5) 新株引受権行使期間

平成 15 年 6 月 29 日から平成 20 年 6 月 28 日まで。(5 年間)

(6) 新株引受権行使の条件

相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失理由、その他権利行使の条件は、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象取締役又は使用人との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとします。

(注) 上記の決議は、平成 13 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会において「商法第 280 条ノ 19 の規定による新株引受権の付与」が決議されることを条件としております。

以 上